

令和7年度「SAGA INNOVATORS BASE」業務委託仕様書

第1 業務名称

令和7年度「SAGA INNOVATORS BASE」

第2 目的

さが産業ミライ創造ベース（以下、「RYO-FU BASE」という。）は、デジタル技術や起業を通じて全国や世界に通用するビジネスを生み出すことに取り組んでいる。具体的には、DX分野では佐賀県産業スマート化センター（以下、「スマート化センター」）を核とした県内企業の支援などを行うとともに、スタートアップ分野では起業家個人個人のビジネスに応じた個別指導プログラムなどを展開している。その結果、ここ数年で製造業や建設業、物流、小売など様々な企業がデジタル技術の活用にはチャレンジするとともに、九州や全国など県外のアワードを受賞する起業家が次々と登場するようになった。

これらの企業や起業家のさらなるビジネスの拡大と、他企業等の新たなチャレンジを呼び起こすため、DXとスタートアップの双方のセグメントを融合させたイベントとして

「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」を開催する。このイベントでは、DXによって業務効率化や生産性向上などの成果を上げている企業や、個別指導プログラムに採択された新進気鋭のスタートアップを集め、その思いや願い、具体的な取組などを発信することによって、県内・外からイノベーティブな人材を発掘・吸引し、企業や起業家、支援者などの交流を促進し、イノベーションエコシステムとしてのさらなる分厚い基盤形成につなげる。

また、エコシステムを推進していくリーダーやモデルケースとなるよう、過去の支援先等に対して市場拡大に協力しつつ、より積極的なエコシステムへの参加を促すことで、エコシステム内の活性化を促進する。このことを通じて、佐賀だからこそできる、佐賀にしかできない、未来をリードする人とビジネスを生み、育てる土壌を培っていく。

第3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第4 業務概要

(1) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の企画・運営

イノベーティブな企業や起業家のさらなる掘り起こしと、DXとスタートアップ双方融合した新たなビジネス創出を加速させるイベントとして「SAGA INNOVATORS TALK LIVE 2026 Spring」を、以下条件に沿って実施すること。

①開催日時（予定）

令和8年3月13日（金）（開催時間目安10時～16時）

※実施日時は最終的にRYO-FU BASEと協議の上、決定すること。

※イベントの規模によっては設営・準備日を設けること。

②開催場所（予定）

SAGA プラザ（総合体育館）（佐賀県佐賀市日の出1丁目21-15）

※令和8年3月12日（木）から13日（金）を仮予約申請中。
※開催場所は最終的に RYO-FU BASE と協議の上、決定すること。
※会場費（暖房代要）は委託先負担とする。

③集客目標

500人（オンライン視聴者含む）

④開催方法

現地開催及びオンライン配信

⑤参加費

無料

⑥業務内容

- (I) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の企画・管理・調整業務
- (II) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の広報宣伝、情報発信業務
- (III) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」のイベント運営業務
- (IV) その他必要な業務

(2) リーディングイノベーター市場拡大支援

県内の新規事業やエコシステムの活性化を目的として、イノベータティブな企業や起業家に対して市場拡大に向け、以下条件に沿って協業し即した支援を実施する。

①対象者

RYO-FU BASE（令和6年7月31日までは佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループ）が、過去にDX・スタートアップ関連事業の支援を行った企業（以下、過去支援企業）、推進事業者等

②協業内容

展示会出展、メディア掲載、テストマーケティング等の市場拡大促進における一部の費用負担やマーケティング企画立案、実施における助言・実働など

③目標件数 15件以上

④協業費用負担上限 1件当たり500千円

第5 業務内容

(1) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の企画・運営

「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の企画・管理・運営等一切の業務を行う。本事業の目的に沿って企業や起業家と参加者が交流し、参加者が県内企業のDXへの取組や事業拡大に奮闘する起業家の姿に触れ、自らもDXに取り組みたい、起業したい、応援したいと思うことができるコンテンツを企画し、提案すること。

(I) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の企画・管理・調整業務

① 業務実施体制の構築・管理

- ・ 本事業全体を俯瞰し管理・監督する統括責任者を配置すること。
- ・ その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・ 本委託業務は多数の関係者が存在するため、全ての関係者と円滑かつ迅速に対応・調整ができるような体制をとること。

② 実施スケジュール、進行管理マニュアル等の作成・管理・調整

- ・ イベント当日までの業務実施スケジュール、進行管理マニュアル（進行シナリオ、会場レイアウト図、警備計画等）等を作成し、管理、調整すること。
- ・ 定期的に（契約～春季イベント開催日まで月2回程度）打ち合わせを設定し、進捗を報告すること。
- ・ 委託事業者は担当者2名以上を配置し、打ち合わせは2名以上の体制で参加すること。
- ・ 緊急の打合せ・作業が必要な場合には迅速に対応すること。

③ 企画提案

- ・ 企画提案については、以下のアからカを参考に、事業目的の達成により効果的な企画・調整・提案を行うこと。会場におけるステージイベントや出展ブースなどを中心に、イベント全体について提案すること。なお、スタートアップと支援者などが交流できる「交流スペース」も設けること。

ア) スタートアップ DEMODAY：佐賀県のスタートアップ支援プログラム（Startup Gateway/Boost/Connect/Promote/Assign/エビチャレスペシャルなど）に採択されたスタートアップがビジネスモデルとプレゼンの質を競い、優秀者を顕彰

イ) パネルディスカッション：上記スタートアップ支援プログラムの採択者や支援者などが登壇し、意見交換

ウ) DX 事例発表：県内企業による DX の取組や、DX 人材育成事業の成果を発表

エ) SAGA DX Award：モデル的な DX 事例を公募し、表彰

オ) 展示ブース：上記スタートアップ支援プログラム採択者及び DX に取り組む企業、支援機関等による出展ブース（出展数最低 30 団体以上）

カ) ネットワーキング：上記イベント登壇者・関係者に一般参加者を交えた交流機会の提供

※ 「DX 事例発表」については、スマート化センターをはじめとした県関係の支援施策の事業受託者とともに企画し、適宜連携しながら進めること。

※ 「SAGA DX Award」については、受賞対象の収集、選定・評価、表彰・賞品を含めて企画することとし、詳細については県と協議しながら決めること。受賞対象は、県の各種支援施策の支援を受けた者とし、それぞれの支援者が見えるよう工夫すること。加えて、「身近な事例にスポットを！」をコンセプトに、参加者が身近に感じ、「自分でもできる！」と思えるような県内事例を 10 事例以上収集し、受賞対象とすること。（例えば、「自社の身近な DX」を募集し、HP

へ掲載して参加者（申込者）に投票いただき、当日は投票結果を発表して表彰するとともに、投票者にも商品を提供するなど）

⑤ 登壇者及び出展者の選定、調整、確保

- ・ 県の DX 及びスタートアップ関連の各種事業を受託している企業と十分に連携し、県が提供するこれまでの支援プログラム採択者のうちから、想定する各イベントのプログラムへの登壇者を選定し、登壇に向けた各種調整を行うこと。
- ・ ブース出展する企業を選定し、出展に向けた各種調整（出展内容や必要な設備等の調整等）を行うこと。

⑥ スタッフの確保及び配置

イベントを滞りなく実施するために必要かつ十分なスタッフを確保し、配置すること。

⑦ 効果測定

イベント来場者数をカウントすること。また、イベント来場者にアンケート調査を行い、住所地等の属性と合わせてイベントの満足度や今後の要望等を聞き取ること。

⑧ 各種申請等

受託者はイベントの実施に際し必要な官公庁等への申請を行うこと。また、イベントの準備及び実施時には周辺地域に与える騒音や交通への影響に十分配慮し、必要に応じて事前の説明や対策を講じること。

(II) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の広報宣伝、情報発信業務

集客目標の確保に向けて本事業が広く伝わるよう、戦略的な広報計画を策定したうえで、各種媒体（マスメディア、特設 Web サイト、SNS 開催告知ポスター等）を効果的に活用し、県内・外に情報発信を行うこと。

① 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」基本ビジュアルの企画・制作

② 効果的な手法による各種媒体（マスメディア、特設 Web サイト、SNS 開催告知ポスター等）を活用した情報発信

- ・ イベントの概要、参加者の紹介、一般参加者に対する周知事項等、イベントに関する情報を一体的に掲載し、閲覧者が参加申し込みまでできる Web ページを制作し、運営すること。
- ・ マスメディアによる情報発信を行う場合は、県内メディアを中心に効果的なタイアップを行いながら実施すること。
- ・ 一般参加者の申込受付・参加票発行を行うこと。
- ・ 情報公開日から随時情報を展開することとし、各種媒体の特徴や性格に鑑みて適切なタイミングで発信を行うこと。
- ・ 当日の写真及び動画を撮影し、イベント終了後、その様子を掲載すること。
- ・ 地域への一層の浸透と定着を図るため、地元マスメディア（新聞やテレビ）を活用した効果的な情報発信を実施すること。広告の作成にあたり、過去イベントの写真や動画を活用するなど、必要な調整を行ったうえで、掲載や放映を行うこと。

- ③ ポスター・チラシの制作及び配布
 - ・ 広報物（チラシ及びポスター）を作成し、設置、配布すること。発送先や発行部数、規格については、県と協議の上、決定すること。
- ④ 来場者配布用イベントプログラムの制作
- ⑤ その他、受託者はより多くの参加が見込まれるよう、適切なスケジュール感の下、企業・団体や県民等への周知・広報に戦略的に取り組むよう努めること。

(Ⅲ) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」のイベント運営業務

- ① イベント準備及び当日の設営
 - ・ 準備日程において、イベントに必要な資機材の搬入を行い、規定の時間内に準備を終えること。
 - ・ 受付（来場者、来賓、報道関係者）、誘導看板、救護・迷子対応の設置を行うこと。
 - ・ 音響・照明・映像・舞台芸術・その他演出に関わる装飾を行うこと。
 - ・ 台風や積雪など天候不良により参加者の安全が確保できない場合、オンライン開催が可能なように設備を準備すること。プログラムの変更が生じる場合は、RYO-FU BASE と協議の上、決定すること。
- ② イベント当日の運営
 - ・ イベント毎にリハーサルが必要なものは時間を確保し、関係者全員の共通理解を形成すること。
 - ・ 進行管理、登壇者管理、スタッフ管理、来場者管理を入念に行うこと。
 - ・ 来場者への誘導をスムーズに行えるよう、スタッフや警備員を配置すること。
なお、同日に近隣施設においてイベントが開催される場合、本イベント参加者の駐車スペースが十分に確保できない可能性があることから、交通整理員等の配置について十分検討すること。
- ③ オンライン配信とアーカイブ動画
 - ・ 全てのプログラムについてオンライン配信を行うこと。
 - ・ オンライン配信で放映した動画は後日、アーカイブ動画として配信できるよう、RYO-FU BASE に提供すること。なお、イベント登壇者にはその旨、あらかじめアナウンスし、了承をとるよう、RYO-FU BASE 及び各種事業の受託者とも協議・調整するとともに、一般参加者に対しても当日、その旨をアナウンスすること。
- ④ イベント当日の撤去
 - ・ 当日中、規定の時間内に撤去を完了させること。

(Ⅳ) その他必要な業務

その他、目的達成のため必要な業務を RYO-FU BASE と協議のうえ実施すること。

(2) リーディングイノベーター市場拡大支援

(Ⅰ) 企画・進捗管理・調整業務

① 業務実施体制の構築・管理

- ・ 本事業全体を俯瞰し管理・監督する統括責任者を配置すること。
- ・ その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・ 本委託業務は多数の関係者が存在するため、全ての関係者と円滑かつ迅速に対応・調整ができるような体制をとること。なお、「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の体制に本事業も考慮して配置したものであれば、同様でも構わないものとする。

② 実施スケジュール作成、管理・調整

- ・ 業務実施スケジュール等を作成し、管理、調整すること。
- ・ 事業の進捗や意思決定を適時共有できる効率的な仕組みを検討・構築すること。なお、案件の選定協議に関しては、RYO-FU BASE でも Kintone アプリ等を活用した業務効率化を検討しているため、RYO-FU BASE と連携しながら進めること。
- ・ 緊急の打合せ・作業が必要な場合には迅速に対応すること。

(II) 協業対象者の探索・協業案件の選定

① 協業対象者の探索

- ・ 委託期間中は県内の協業対象者を探索し、候補として管理すること。
- ・ 探索については RYO-FU BASE の DX・スタートアップに関する事業の委託先を含めた関係者と連携して進めること。
- ・ 対象者は県内のリーディングイノベーターとなるような、過去支援企業やこれまでに関係構築ができていない事業者、また RYO-FU BASE の支援先の事業の推進に寄与する事業者等とし、RYO-FU BASE と協議しながら推進すること。

② 協業案件の選定

- ・ 対象者に対して本事業の趣旨などを説明し理解を得ること。
- ・ 対象者の市場拡大施策の内容と委託事業者が対応する協業内容などを含めた案件に対して上記選定の仕組みを介して RYO-FU BASE と合意形成し選定すること。
- ・ 協業案件の条件として以下のものを満たすものとする。
 - (ア) RYO-FU BASE と協業していることを周知・提示すること。
 - (イ) 協業内容が対象者の新規事業や新市場拡大、プレゼンス向上に寄与するものであること。具体的には、展示会への出展、新商品等のプレスリリースや人材活用に関するメディア発信、テストマーケティングなどを一例として想定している。
 - (ウ) イノベーションエコシステムへの協力や賛同を得られること。
 - (エ) その他 RYO-FU BASE が本事業の目的に沿うものと認めたもの

(III) 協業業務

- ・ 上記選定された案件の内容について協業すること。協業件数については 15 社

以上を目標とする。

- ・ 協業の際に必要な経費の一部を負担するものとし、1 案件当り上限 500 千円とする。
- ・ 協業状況に応じて対象者とイノベーションエコシステム関係者の交流会の開催を検討し、RYO-FU BASE と協議の上実施すること。

(IV) 報告・広報業務

- ・ 協業案件について実施内容を適宜報告するとともに、SNS などで発信すること。
- ・ 本事業の成果をより効果的に発信するため、名称やロゴを活用し、統一感のある情報発信を行うこと。特に、プレスリリースや展示会、メディア発信の際には、RYO-FU BASE との連携を明確に示す工夫をすること。
- ・ 本事業を進める中で適宜 RYO-FU BASE の実施事業に関する広報活動（他の事業の集客など）に協力すること。

(III) その他必要な業務

- ・ その他、目的達成のために必要な業務を RYO-FU BASE と協議のうえ実施すること。

第6 事業の企画立案・実施に係る留意事項

(1) 委託業務の運営について

- ・ 委託業務を実施する際に必要となる参加者のとりまとめ、関係者との調整、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録、Web サイトやメディアに掲載する情報のバックアップ等については、全て受託者の責任において行うこと。
- ・ イベントに対する事前・事後の問合せ対応など運営事務も担うこと。

(2) 外部の機関との連携及び活用について

RYO-FU BASE では、DX の分野は「デジタルをビジネスの常識に」という目標を掲げ、スマート化センターをハブとして、様々な県内外の企業や関係機関と連携した支援体制を構築していくこと目指している。また、スタートアップの分野では「佐賀から世界を目指せる起業環境を」という目標を掲げ、県内における創業・スタートアップのいわば「苗床」となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築していくこと目指している。受託者においても、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関等との幅広い連携や活用に努めること。

(3) RYO-FU BASE が行う関連事業及びその受託者等との連携について

RYO-FU BASE は、DX 分野ではスマート化センターを中心にアウトリーチによる DX の裾野拡大や伴走支援によるモデル事例の創出、DX の担い手となる人材の育成・確保などの事業を実施している。また、スタートアップの分野では「Startup Gateway

SAGA]、「Startup Boost SAGA]、「Startup Connect SAGA]「Startup Promote SAGA]「Startup Assign SAGA]「エビチャレスペシャル」等を通して県内における起業家の発掘や伴走支援、新規事業の創出に取り組んできた。RYO-FU BASEは当事業を、それらの事業によって発掘された県内の企業や起業家等が事業化や事業拡大に向けて次のステップとして取り組むものと位置付けている。

事業の実施にあたっては RYO-FU BASE が行う産業 DX 関連の事業や他の起業・創業支援事業の内容や狙いを十分に理解し、他の事業の受託者等と連携を図ることによって円滑に当事業を運営するとともに、相乗効果を生み出すよう努めること。

第7 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他にもらしてはならない。

第8 委託料の支払い

前金払い・完了払い

第9 成果物

(1) 業務完了報告書

(2) イベント記録動画

事業後の本事業の PR に活用するための動画を制作すること。また、納品する際は、別途 RYO-FU BASE が指定する形式で納品すること。

(3) オンライン配信のアーカイブ動画（保管先の URL 等）

第10 その他

(1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。

(2) 本業務は、RYO-FU BASE と十分に協議の上、実施すること。

(3) 受託者は、事業の実施状況について適宜 RYO-FU BASE に報告すること。

(4) 受託者は、必要に応じて、県内の商工団体や支援機関はもとより、スマート化センター、マイクロソフト AI&イノベーションセンター佐賀、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県ベンチャー交流ネットワーク等とも十分な連携を図ること。

(5) 本業務の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）は、受託者によりこれを行うこと。

(6) 施設の借用、機材、設備、附属設備、資機材の調達、会場の設営（運搬、組立、解体や不足が生じる場合の調達準備含む）及び撤去並びに出演者等（採択者を除く）の輸送手配及び謝金等の支払いは、特に指示のない限り受託者が行うものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。

(7) 業務委託に係る水光熱費や清掃費、ごみ処理などは受託者が負担すること。

(8) 受託者はイベント保険など、事業実施に必要なとなる保険に加入し、加入後は保険書類の写しを「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」開催前日までに RYO-FU BASE に提出すること。

- (9) 真にやむを得ない理由がある場合は、「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の開催の時期及び場所について変更する場合がある。その際は RYO-FU BASE と受託者との協議によって決定する。
- (10) 受託者の責任による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (11) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真やイラスト、動画、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (12) 業務の遂行に当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等を行うものとする。二次利用についても同様とする。
- (13) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (14) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を順守しなければならない。
- (15) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
- ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
 - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (16) 本業務の一部を再委託するときは、あらかじめ RYO-FU BASE に対して再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が追うこととする。
- (17) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、RYO-FU BASE と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (18) 本事業のイベント参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (19) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたときが判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。

- (20) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (21) 業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととし、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ RYO-FU BASE の承諾を得ることとする。